

(令和2年9月4日発表)

文化活動の再開を応援します！

①文化活動における施設使用料の一部を補助します

②文化施設に体表面温度計測器(サーモグラフィ)を設置しました

◆ アピールポイント	<p>①市有文化施設において、市の方針を理解、遵守し文化活動を行う個人や団体に施設使用料等の一部を補助します。</p> <p>②市有文化施設の入館時、入館者の発熱の有無を検知し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎます。</p> <p style="text-align: right;">【市長の出席 無】</p>
◆ 対 象	<p>①補助対象施設： 静岡市民文化会館（大ホール、中ホール、大会議室） 静岡市清水文化会館マリナート（大ホール、小ホール） 静岡音楽館 AOI（ホール、講堂）</p> <p>②設置施設： 静岡科学館る・く・る、静岡市美術館、静岡市民文化会館、静岡市清水文化会館マリナート、静岡音楽館 AOI</p>
◆ 内容など	<p>①市の感染防止対策を十分に理解し、遵守しながら市有文化施設を使用した文化活動を行う、市内に住所を有し、又は所在する個人や団体に対し、備品使用料を含めた施設使用料の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 者：市内在住の個人又は団体 ・対象期間：令和3年3月31日まで ※イベント開催制限の緩和状況等により変更する場合あり。 ・補助経費：対象経費の2分の1（上限20万円） <p>②施設来場者の安心・安全の確保のため、体表面温度計測器（サーモグラフィ）を設置し、発熱がある方を事前に検知します。</p> <p>市有文化施設では、消毒液の設置、マスクの着用、入場制限の対応等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策を実施し、安心・安全の確保に努めています。安心してご使用ください。</p>

◆ 申込先	① 申請先：静岡市 観光交流文化局 文化振興課 住 所：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電 話：054-221-1040 ※申請方法等は、静岡市 HP をご参照ください。 (https://www.city.shizuoka.lg.jp/143_000197.html)
-------	--

別紙資料 (有) ・ 無

【問合せ】文化振興課 (静岡庁舎 16 階)
電話 054-221-1040

文化・芸術の灯を消さない!! 静岡市文化助成情報

静岡市文化振興財団 文化振興事業費助成金交付事業 二次募集開始!!

市民の文化活動の活性化を図るため、公共性のある文化事業を行う個人、または団体に助成金を交付します。

◇対象となる事業

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)に、静岡市内で実施される、広く市民を対象とした演劇、舞踏、美術、音楽、及び科学等の文化活動のための公演会、展示会などのイベント事業。

◆対象としない事業

学校行事、営利目的、政治的・宗教的な宣伝意図のあるもの、私塾等が開催する発表会など、主たる目的が文化振興とはみなされないもの。

◇対象となる申請者

静岡市内に住所または活動の本拠地があり、文化活動を生業としておらず、活動に対する会計処理が明確であるもの。団体の場合は法人格(公益財団法人、NPO法人は内容を鑑みる)を持たず、一定の規約を有し、代表者及び所在地が明らかであるもの。
※本年度に限り、過去3回助成を受けた団体も対象とします。

◇助成額: 不足財源の2分の1以内(上限100万円、助成事業予算額の範囲内で決定)

◇申込み: 申請の手引きを参照のうえ、申請書と必要書類を持参または郵送で公益財団法人静岡市文化振興財団(〒420-0857 静岡市葵区御幸町4-1 アーバンネット静岡ビル4階)へ。

◇募集期間: 9月1日(火)～10月30日(金) ※郵送の場合は10月30日(金)必着
選考あり。初申請の方は、事前にお電話ください。申請書・申請の手引きは当法人HPからダウンロードできます。

◇問合せ: 公益財団法人静岡市文化振興財団(054-255-4746)

静岡市「文化活動緊急支援補助金」 コロナに負けない!

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化活動を行うには、地域の感染状況や感染拡大リスク等を鑑み、静岡市の方針に沿って実施していただく必要があります。そのため、静岡市の方針を理解、遵守しながら文化活動を行う個人、または団体に、備品を含む施設の使用料の一部を補助し、文化活動の継続を支援します。

1 対象者 施設使用者(団体又は個人)

※施設の使用の制限について十分ご理解頂き、方針の遵守をしてくださる方に限ります。

2 対象利用 文化活動の発表会や公演等の本番の開催を想定していますが、人数制限などの条件内であれば練習や稽古などの使用も認めます。対象となる活動は次のとおりです。

- | | | |
|-----|-------|-----------------------|
| ①演劇 | ④民俗芸能 | ⑦メディア芸術 |
| ②舞踊 | ⑤伝統芸能 | ⑧その他(静岡市の文化振興に寄与するもの) |
| ③音楽 | ⑥大衆芸能 | |

3 対象施設 静岡市民文化会館: 大ホール、中ホール、大会議室
静岡市清水文化会館マリナート: 大ホール、小ホール
静岡音楽館AOI: ホール、講堂

4 対象期間 令和2年6月4日(木)から令和3年3月31日(水)まで
※イベント開催制限の緩和状況等により変更する可能性があります。

5 対象経費 施設使用料(備品使用料を含む。)

6 補助金額 対象経費の2分の1(上限20万円)

7 申請先及び
問合せ 静岡市役所 観光交流文化局 文化振興課(054-221-1040)
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎16階

※上記の助成金及び補助金2つを同時に申請することはできません。※それぞれの詳細は各問合せ先へご確認ください。